

カスハラ被害にあつたときには



カスハラを受けたと思ったら、一人で悩まず
報告・相談してください。
働く皆さんをお守りします。



暴力・暴言



過剰な要求



長時間の拘束



SNS等での中傷

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です

厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場環境づくりを進めるため、集中的な広報・啓発を実施しています。

【企業内相談窓口】



監修：富山労働局

後援：日本労働組合総連合会富山県連合会、一般社団法人富山県経営者協会、富山県商工会議所連合会、富山県商工会連合会